

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則……………
……………（福祉局障害者施策推進部地域生活支援課）…

告示

○指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則……………
……………（福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課）…

公告

○昭和三十年東京都告示第百八十一号（東京都土木費補助規程）の一部改正……………（建設局総務部計理課）…

規則

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月二十六日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二十五号

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（指定等に係る通知書等）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「共生型障害福祉サービス事業者の特例を不要とする旨の申出書（別記第一号様式（二）」を「知事が別に定める様式」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 知事は、法第三十六条第一項、法第三十八条第一項若しくは法第五十一条の十九第一項に規定する指定、法第四十一条第一項若しくは法第五十一条の二十一第一項に規定する指定の更新、法第三十七条第一項若しくは法第三十九条第一項に規定する指定の変更又は却下の決定をしたときは、知事が別に定める通知書により、申請者に通知するものとする。

第二条中第三項を削り、第四項を第三項とする。
第三条の見出し中「変更の」を「事業の再開に係る」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第四十六条第一項又は法第五十一条の二十五第一項に規定する届出は、事業の再開に係るものにあつては知事が別に定める様式により行うものとする。

第三条第二項中「廃止・休止届出書（別記第三号様式（二）」を「知事が別に定める様式」に改める。
第四条中「場合」の下に「の知事への届出」を加え、

「指定辞退届出書（別記第四号様式）」を知事に届け出る」を「知事が別に定める様式により行う」に改める。
別記第一号様式から第四号様式までを削る。

附則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則別記第一号様式から第四号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月二十六日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二十六号

指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（指定等に係る通知書等）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「共生型障害児通所支援事業者の特例を不要とする旨の申出書（別記第一号様式（二）」を「知事が別に定める様式」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 知事は、法第二十一条の五の十五第一項若しくは法第

二十四条の九第一項に規定する指定、法第二十一条の五の十六第一項若しくは法第二十四条の十第一項に規定する指定の更新、法第二十一条の五の二十第一項若しくは法第二十四条の十三第一項に規定する指定の変更又は却下の決定をしたときは、知事が別に定める通知書により申請者に通知するものとする。

第二条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第三条の見出し中「変更の」を「事業の再開に係る」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第二十一条の五の二十第三項に規定する届出は、事業の再開に係るものにあつては知事が別に定める様式により行うものとする。

第三条第二項中「廃止・休止届出書（別記第二号様式の三）」を「知事が別に定める様式」に改める。

第四条中「場合」の下に「の知事への届出」を加え、「指定辞退届出書（別記第三号様式）を知事に届け出る」を「知事が別に定める様式により行う」に改める。

別記第一号様式から第三号様式までを削る。

附 則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則別記第一号様式から第三号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第三百五十二号

東京都土木費補助規程（昭和三十年東京都告示第百八十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

第九条第一項中「実地検査」を「実地等による検査」に改める。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

公 告

河川整備基本方針の公表について

河川整備基本方針を変更したので、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第六項の規定において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年三月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 河川整備基本方針の名称

目黒川流域河川整備基本方針

二 対象とする河川の名称

二級河川目黒川

三 河川整備基本方針を変更した日

令和八年三月九日

四 河川整備基本方針の公表の方法

関係図書は、東京都建設局河川部、東京都第一建設事務所、東京都第二建設事務所、東京都第三建設事務所及び東京都北多摩南部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

河川整備基本方針の公表について

河川整備基本方針を変更したので、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第六項の規定において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年三月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 河川整備基本方針の名称

呑川流域河川整備基本方針

二 対象とする河川の名称

二級河川呑川

三 河川整備基本方針を変更した日

令和八年三月九日

四 河川整備基本方針の公表の方法

関係図書は、東京都建設局河川部及び東京都第二建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

河川整備基本方針の公表について

河川整備基本方針を変更したので、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第六項の規定において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年三月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 河川整備基本方針の名称

渋谷川・古川河川整備基本方針

二 対象とする河川の名称

二級河川渋谷川・古川

三 河川整備基本方針を変更した日

令和八年三月九日

四 河川整備基本方針の公表の方法

関係図書は、東京都建設局河川部、東京都第一建設事務所、東京都第二建設事務所及び東京都第三建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

